

令和5年度 脳MRI健診助成 実施要綱

令和5年4月7日
令和5年8月17日改訂
令和6年1月10日改定

一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、ドライバーの脳血管異常の早期発見、早期治療を促進し、健康保持及び健康起因事故の防止を図るため、会員事業者がドライバーに脳MRI健診を受診させた際の費用の一部を助成する。

本要綱は、脳MRI健診助成に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

1 実施期間

受付期間は、令和5年4月7日から令和6年2月29日（必着）とする。

ただし、上記期間内であっても東ト協の予算額に達した場合には、その時点で受付終了とする。その際は、東ト協ホームページで周知する。

2 助成額及び助成人数

助成額 1名につき上限10,000円

助成人数 上限なし

ただし、国、関係団体等から助成金が交付されている場合は助成金を交付しない。

3 助成対象事業者

助成の対象となる事業者は、会費の滞納が無い東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）とする。

4 助成対象者

下記のすべてに該当するドライバー

- (1) 令和5年4月1日現在の年齢が45歳以上である
- (2) 都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事している
- (3) 令和5年2月1日～令和6年1月末の間に受診・受診費用の支払いが完了している
- (4) 助成対象事業者が受診費用を負担している
- (5) 令和3年4月～令和5年3月末の間に東ト協脳MRI健診助成事業助成金の交付申請をしていない

5 助成対象の検査

脳MRI健診（頭部MRIとMRA検査のセット）を受けた場合とする。

保険診療は対象外とする。

6 申請方法・申請書類等

下記の申請様式に、添付書類を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

- (1) 「令和5年度 脳MRI健診助成に係る助成金交付申請書（請求書）」（様式1）
- (2) 「脳MRI健診助成金交付対象者一覧」（様式2）
- (3) 「宣誓書」（様式3）
- (4) 医療機関又は一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構から発行される会員事業者宛の請求書（写）
※医療機関発行の場合、脳MRI健診（頭部MRIとMRA検査のセット）受診であること、受診日、受診者名が記載されているもの。頭部MRIとMRA検査のセット受診が記載されていない場合は、受診したことがわかる資料または脳MRI健診受診証明書（様式4）を提出してください。
- (5) 医療機関又は一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構から発行される会員事業者宛の領収書（写）
※振込明細書等（写）も可。ただし、支払元、振込先、金額がわかるもの。
- (6) 助成対象者全員の健康保険証（写・両面）
※必ず被保険者記号・番号・保険者番号の3カ所を判別できないように塗りつぶすこと
- (7) 助成対象者全員の在籍証明（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点・写）

7 助成金の交付

東ト協は、**6**の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

8 助成金の交付取り消しと返還

会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 国、関係団体等から助成金が交付されている場合
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱に違反したとき

上記の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

9 助成金申請の制限

会員事業者は、助成金交付対象となったドライバーについて、令和5年4月1日から起算して3年を経過するまでは原則として申請を行うことはできない。但し、あらかじめ東ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

※一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構に申し込む場合の問い合わせ先

一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構

HP : <https://www.brainscan.or.jp/pdform/form.cgi?F=1>

TEL : 03-6274-8555

※本助成の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-8

TEL 03-3359-6257

以 上